

基本目標【3】:あらゆる暴力の根絶

課題(1)DVなどのあらゆる暴力の根絶への意識啓発

施策の方向	主な取組	平成28年度事業実績	平成28年度事業評価		今後の展望	担当課
●家庭・学校・職場・地域における虐待・暴力を防止するための意識啓発	①学校におけるDVを許さない人権教育の推進	・入間市要保護児童対策地域協議会実務者会議に参加し、関係機関との連携・情報交換を行った。必要に応じてケース会議を開催し、学校への支援を行った。	4	入間市要保護児童対策地域協議会実務者会議に参加し、関係機関との連携・情報交換を行った。また、必要に応じてケース会議を開催し、関係機関との役割分担を明確にするなど、学校への支援を行うことができた。	関係機関との連携の強化を図り、学校が必要としている支援を適時に行うことができるようにする。	学校教育課
	②DVの現状・DV防止法の周知	・男女共同参画職員研修の実施参加者47名	4	平成28年度の男女共同参画職員研修を「DV・デートDV・パワーハラスメントについて理解する」をテーマとしておこない、市職員に対してDVについての周知をおこなった。 【評点を前年度の3点から4点とした理由】 前年度の講演会の前にDVDを上映するよりも、市職員対して、DV研修をおこなった方がDVの周知に繋がったと判断したため。	今後も家庭・職場・地域においてDVの周知を図っていく。	人権推進課(男女共同参画推進センター)
		・窓口でのパンフレットの設置、ポスターの掲示。 ・「児童福祉週間」「児童虐待防止月間」での展示。「万燈まつり」会場でのオレンジリボン運動の実施等により意識啓発を行った。	3	相談者に対してDV防止の意識啓発を行った。 「児童福祉週間」「児童虐待防止月間」での展示。「万燈まつり」会場でのオレンジリボン運動等の実施により意識の醸成に繋がった。	平成29年度より、DVに関する事務は人権推進課に移管されているが、児童に関する虐待について、人権推進課と連携して対応していく。	こども支援課
		・埼玉県教育委員会等関係諸機関から配付される資料を全家庭・全学校に配布することで、DV防止について意識啓発を図った。	4	埼玉県教育委員会等関係諸機関から配付される資料を全家庭・全学校に配布することで、DV防止について意識啓発を図ることができた。	各家庭や学校にDVの現状やDV防止法を周知するとともに、若い世代のうちから家庭や学校、職場、地域における虐待や暴力を防止するための意識啓発を図っていく。	学校教育課
	③セクシュアル・ハラスメント防止、DV防止の啓発	・新規採用職員研修(後期)で、セクシュアル・ハラスメントの防止研修を実施し、41名が受講した。 ・主任研修Ⅰで、セクシュアル・ハラスメントの防止研修を実施し、16名が受講した。	5	内部講師を継続的に養成し、各階層別の研修で講師を務めている。セクシュアル・ハラスメント防止についての意識は定着していると考えている。	平成29年4月からハラスメント全般にわたる要領を策定した。今後は、ハラスメント防止全般にわたる意識啓発に取り組んでいく。	人事課
		・国・県等の各関係機関からの啓発リーフレット等の資料を庁舎内に掲示した。	2	庁舎内における資料掲示を通じ情報提供・啓発を行った。	企業の経営者や人事担当向けの企業人権問題講演会を開催する際は、パワーハラスメントやセクシャルハラスメントをテーマの一つとして検討する。 啓発資料や案内などを配信し、啓発に努める。	商工観光課

6

22

(合計点／事業数)＝

3.6

課題(2):DV被害者への支援体制の充実

施策の方向	主な取組	平成28年度事業実績	平成28年度事業評価		今後の展望	担当課
●被害者などへの相談・保護・自立支援と関係機関との連携	①女性悩みごと相談と市民相談窓口等の連携強化・関係機関との協力	・DV対策庁内連絡会議の開催	5	DV相談については、関係各課と連携しながら対応している。 また、自立支援についても同じである。	平成29年度の市組織変更に伴い、DVの一時保護が男女共同参画推進センターに移管されたため、今後さらに相談体制を整備していく必要がある。	人権推進課(男女共同参画推進センター)
		・一般相談(毎日) ・法律相談(月5回) ・人権相談(月2回) ・心配ごと相談(毎週木曜日)	4	市民相談室での弁護士による相談等各種相談や関係部署との連携による適切な相談窓口の紹介を行い、相談者にとって必要な相談を受けてもらうことができたのではないかと考えている。	相談者にかかる情報の取扱い、特に相手方からの相談も受けることがあるので十分な配慮が必要。その上で、相談しやすい環境づくりや相談の場の啓発に努め、相談機会の充実を図りたい。	人権推進課(市民相談室)
	②被害者への相談窓口の充実	・面接相談45回 ・電話相談41回 ・法律相談10回 DV関係の相談44件(延べ) ・DV相談事例への対応研修	5	女性の悩みごと相談を実施しているが、DV相談については、生活支援、精神疾患、児童虐待など複合的な問題を抱えることが多いため関係各機関と連携し相談窓口の充実に努めている。	平成29年度の市組織変更に伴い、DVの一時保護が男女共同参画推進センターに移管されたため、今後さらに相談体制を整備していく必要がある。	人権推進課(男女共同参画推進センター)
		・H28年度DV相談件数: 108人 ・保護件数: 2件	4	生命や身体に危害を及ぼす恐れがあるDV被害者の相談を受け、自立支援のための情報提供などを行った。	平成29年度より、DVIに関する事務は人権推進課に移管されているが、児童に関する虐待について、人権推進課と連携して対応していく。	こども支援課
		・H24.10に障害者虐待防止法が施行されたことにより、虐待防止センターを障害者支援課に設置し、職員は県の研修に参加し、虐待対応への技能の向上を図った。	3	障害者虐待防止に関する周知や普及啓発はまだまだできておらず、今後の課題である。しかしながら、虐待に関する相談や通報等は少しずつが増えてきている。	虐待防止センターの窓口の周知を図る。基幹相談支援センターを中心として、相談支援センターリボンや市内の相談支援事業所と連携し、安心して相談支援ができるような体制を構築していく。	障害者支援課
		・高齢者の総合相談支援事業等において高齢者虐待が発生した場合の相談窓口等の体制整備及び普及啓発を図った。	4	高齢者虐待が疑われたケースについて、各機関(警察、各地域包括支援センター、高齢者福祉課)が連携して被害者へ必要な支援を行うことができた。	今年度以降も引き続き、高齢者虐待が発生した場合の相談窓口の普及啓発を図る。	介護保険課
	③被害者への生活支援の充実	・2件	3	関係機関との連携により速やかに保護を実施し、適切に対応できたと考えている。	生活保護受給者がDV被害を受けた場合、また、DV被害者を加害者から隔離する目的で生活保護を適用する場合等に適切な対応を図りたい。	生活支援課
		・関係機関の案内、または同行	4	生命や身体に危害を及ぼす恐れがあるDV被害者の相談を受け、自立支援のための情報提供などを行った。	平成29年度より、DVIに関する事務は人権推進課に移管されているが、児童に関する虐待について、人権推進課と連携して対応していく。	こども支援課
		・虐待に関する相談や通報を受理した場合、関係機関と連携を図り、事実確認等に努め、事態の把握に努めた。	3	平成28年度は、2件の虐待通報を受理したが、2件とも事実確認の結果、事件性は確認できなかった。 虐待の事実が確認できた場合、必要な支援につなげる等、関係機関との連携はとれている。	障害者支援施設や短期入所事業所等と連携し、虐待による一時保護のための居室の確保に努めるとともに、被害者が地域で自立した生活が送れるよう、相談支援センターリボン等と連携し、情報提供や適切な支援等を行っていく。	障害者支援課
		・養護老人ホームから軽費老人ホームへの移転が1名。 ・DV等による措置者1名が引き続き養護老人ホームに入所中。	3	新たに措置入所を行った人はいないが、措置入所者1名を軽費老人ホームに移転することができた。	必要に応じ、関係部署・機関と連携をとり、養護老人ホーム・介護施設等への措置入所を行う。	高齢者支援課

④被害者への健康支援の充実	・乳幼児健康診査、訪問等での早期発見及び疑いのある者の把握。その後は、訪問、電話相談での健康支援やケースにより関係各課、機関との連携した支援にて対応を行う。	5	第3次プランの基本目標であるあらゆる暴力の根絶を目標に被害者への健康支援の充実を図るため、他市町村及び関係各課・機関と連携を図り、疑いのある者の把握及び早期発見に努め支援を行ってきました。目標に向け、他市町村及び関係各課・機関と連携を図り、疑いのある者の把握及び早期発見に努め支援を行っているところです。基本目標5の数値目標達成に向け効果があったと考えます。	第3次プランの基本目標であるあらゆる暴力の根絶を目標に被害者への健康支援の充実を図るため、他市町村及び関係各課と連携を図り、疑いのある者の把握及び早期発見に努め支援を行ってきたところですが、目標に向け、今後も引き続き他市町村及び関係各課・機関と連携を図り、疑いのある者の把握及び早期発見に努め支援を行ってゆくとともに、目標に向け更に充実できるように努めて行くものです。	地域保健課
	該当なし				健康管理課
⑤被害者への就労支援の充実	・DV被害者の方を対象とした就労支援実績はないが、内職相談室・ふるさとハローワークを設置して。	1	ハローワーク・女性キャリアセンター等関係機関への紹介等対応を研究しているが、対応実績がない状況である。	関係課との連携が必要である。 ハローワーク・女性キャリアセンター等への紹介を行う。	商工観光課
	・関係機関の案内、または同行	3	生命や身体に危害を及ぼす恐れがあるDV被害者の相談を受け、自立支援のための情報提供などを行った。	平成29年度より、人権推進課に移管。	こども支援課
⑥被害者への住宅支援の充実	・DV被害者からの市営住宅入居相談及び入居の実績無し。	3	入居者の資格として含まれているが、常に入居可能な住宅を用意しているものではない。	引き続き住宅支援の充実に努めていく。	都市計画課
⑦被害者に関する個人情報の保護	・平成29年5月25日現在で、住民基本台帳事務における支援措置対象者は、日本人と外国人合わせて 計285人である。 内訳は、市内在住の申出者が58人、申出者と併せて支援を求める者(申出者と住所が同一の者)100人、市外在住の申出者が66人、併せて支援を求める者が61人となっている。	5	市民課では、住民基本台帳事務における支援措置制度に基づいて、申出者の現住所が加害者に知られることがないよう保護をしている。具体的事務は、住民票と戸籍の附票の発行保護である。また、関係各課との連携を図り、細心の注意を払って対応している。 また、平成28年度より、発行保護の効果をさらに高める目的として、支援措置対象者には、併せて本人通知制度にも登録してもらっている。	既存住基システムの再構築があるため、各システムとの連携、関係各課間における情報共有が重要となっている。今後も関係各課と連携を図りながら情報保護を図っていく。	市民課
	・国民健康保険被保険者の医療費通知等の発送については、被害者からの要請により被害者の受診医療機関が加害者にわからないようリストを作成し直して発送している。なお、国民健康保険被保険者分の高額療養費の支給申請については、被害者からの申し立てがあれば、対応する体制。H28年度の実績は、1件であった。 ・国民健康保険被保険者の第三者行為による医療費については国保負担分についても原則加害者が過失割合に応じて支払うものであるが、加害者が特定できなかったり、支払能力が無かったり、被害者が加害者との接触を避けている場合などについては、負傷原因届の提出を求めている。 ・国民健康保険被保険者の負傷原因届の提出の際、聞き取り調査を行い、DVが疑われる場合にはパンフレットの配布や相談機関の紹介、関係各課と連携した被害者の個人情報の管理などを実施している。 ・国民健康保険の加入・喪失に関わる調査の実施と関係部署との調整。 ・国民健康保険被保険者証、国民健康保険納税通知書等の郵送先の調整。	5	国民健康保険被保険者について、医療費通知等の発送先変更の申し出は、3件であった。 新規にDVによる住所登録外での国民健康保険の加入の申請は無。	関係部署との連携のさらなる強化の必要性がある。	国保医療課

16

60

(合計点／事業数)＝

3.7